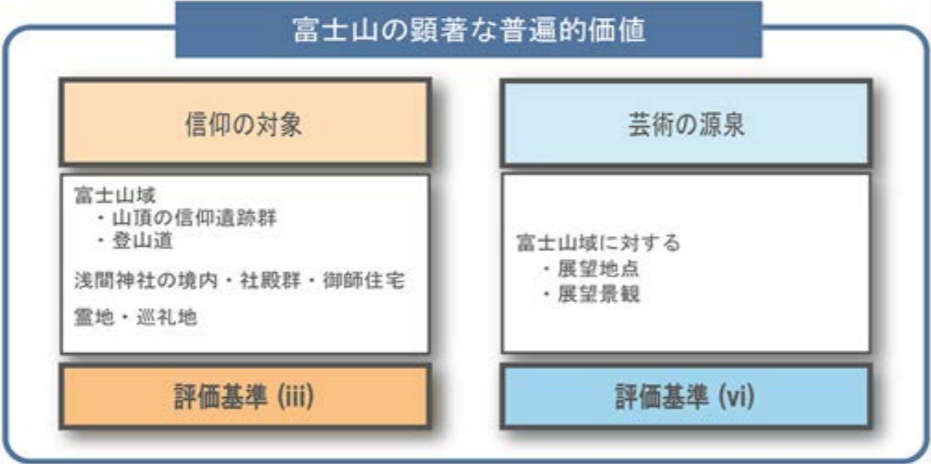
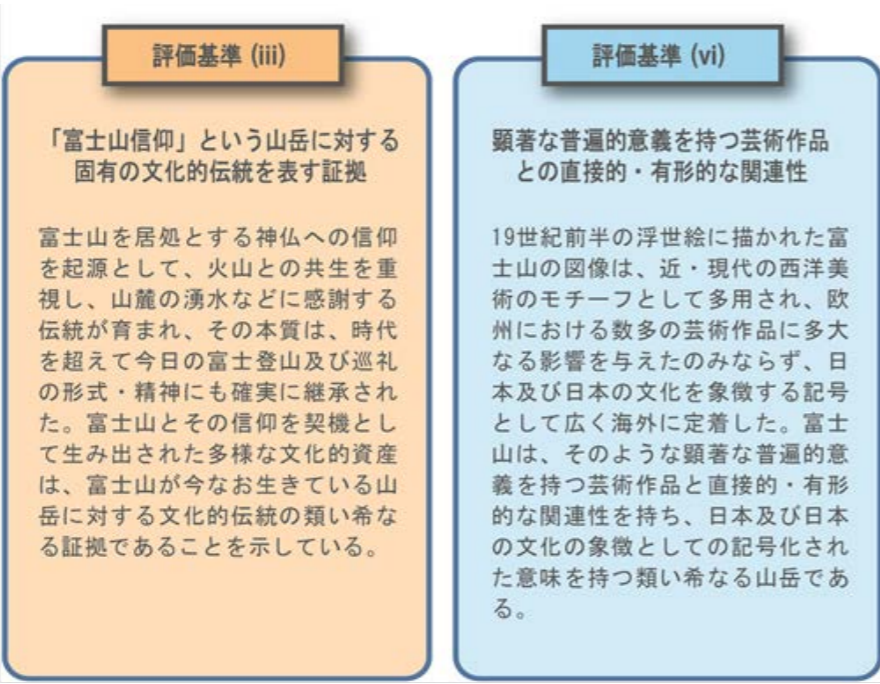
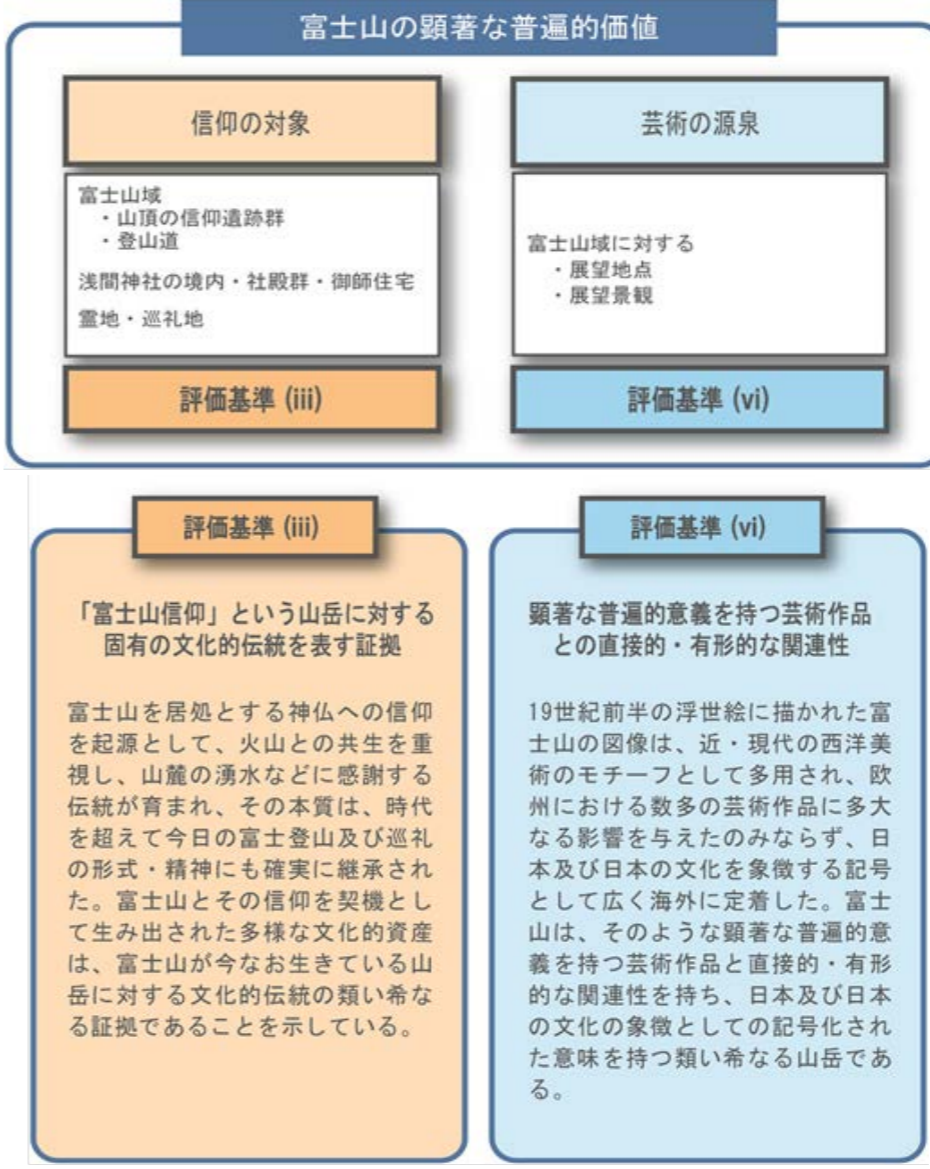


< 第1章 包括的保存管理計画の目的、計画策定・改定の経緯、計画の構成・構造等 >

目次	改定前	改定後	改定理由																																																						
2. 計画策定・改定の経緯 (2) 改定の経緯 【参照 P.2】	(前略) 富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016年(平成28年)1月に既存の計画の改定を行った(2016年(平成28年)版)。以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。	(前略) 富士山世界文化遺産学術委員会からの助言を受けつつ、富士山世界文化遺産協議会及び同協議会作業部会における協議を経て、2016年(平成28年)1月に計画の改定を行った(2016年(平成28年)版)。 また、「第9章 行動計画の策定・実施」に示した事業の進捗状況等を踏まえ、2020年(令和2年)●月に計画の改定を行った(2020年(令和2年)版)。以下、本書では特に理由がない限り、改定後の計画を「計画」と呼ぶこととする。	行動計画における実施期間の経過に伴う改定																																																						
3. 計画の構成・構造 【参照 P.3】	(前略) 2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)及び第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)を示した「分冊3」、「分冊3」に示された指摘等を踏まえつつ、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ビジョン・各種戦略」を示した「分冊4」から成る。	(前略) 2013年(平成25年)のイコモス評価書(ICOMOS evaluations books - Fujisan (Japan) No.1418)、第37回世界遺産委員会決議(37.COM 8B.29)、第40回世界遺産委員会決議(40.COM 7B.39)及び第43回世界遺産委員会決議(43.COM 7B.66)を示した「分冊3」、富士山の保存管理をいっそう推進する観点から策定した「ビジョン・各種戦略」を示した「分冊4」から成る。	第40、43回世界遺産委員会決議を追加																																																						
4. 個々の行政計画等との連携 【参照 P.5】	表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定主体</th> <th>策定年等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">① 文化財保護法関係</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 自然公園法関係</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画</td> <td>環境省</td> <td>2006(平成18)年3月改定</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画</td> <td>環境省</td> <td>2000(平成12)年1月策定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">③ 国有林野の管理経営に関する法律関係</td> </tr> <tr> <td>山梨東部森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2014(平成26)年4月策定</td> </tr> <tr> <td>富士森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2011(平成23)年4月策定</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称	策定主体	策定年等	① 文化財保護法関係			—	—	—	② 自然公園法関係			富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006(平成18)年3月改定	富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成12)年1月策定	③ 国有林野の管理経営に関する法律関係			山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2014(平成26)年4月策定	富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011(平成23)年4月策定	表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名称</th> <th>策定主体</th> <th>策定年等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">① 文化財保護法関係</td> </tr> <tr> <td>重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画</td> <td>富士吉田市</td> <td>2020(令和2)年2月策定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 自然公園法関係</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画</td> <td>環境省</td> <td>2018(平成30)年3月改定</td> </tr> <tr> <td>富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画</td> <td>環境省</td> <td>2000(平成12)年1月策定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">③ 国有林野の管理経営に関する法律関係</td> </tr> <tr> <td>山梨東部森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2019(平成31)年3月策定</td> </tr> <tr> <td>富士森林計画区地域管理経営計画</td> <td>林野庁</td> <td>2016(平成28)年3月策定</td> </tr> </tbody> </table>	計画名称	策定主体	策定年等	① 文化財保護法関係			重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2020(令和2)年2月策定	② 自然公園法関係			富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2018(平成30)年3月改定	富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成12)年1月策定	③ 国有林野の管理経営に関する法律関係			山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2019(平成31)年3月策定	富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2016(平成28)年3月策定	文化財保存活用計画の策定(予定)、国立公園計画の改定、及び国有林野の管理経営計画の策定を反映
計画名称	策定主体	策定年等																																																							
① 文化財保護法関係																																																									
—	—	—																																																							
② 自然公園法関係																																																									
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006(平成18)年3月改定																																																							
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成12)年1月策定																																																							
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係																																																									
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2014(平成26)年4月策定																																																							
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011(平成23)年4月策定																																																							
計画名称	策定主体	策定年等																																																							
① 文化財保護法関係																																																									
重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2020(令和2)年2月策定																																																							
② 自然公園法関係																																																									
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2018(平成30)年3月改定																																																							
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000(平成12)年1月策定																																																							
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係																																																									
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2019(平成31)年3月策定																																																							
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2016(平成28)年3月策定																																																							
5. 計画の実施 【参照 P.5】	既存の包括的保存管理計画は2012年(平成24年)1月に策定され、既に実施されている。本計画は、その改定版として2016年(平成28年)1月から実施している。 なお、第9章に示す保存管理・保全のための事業の進捗・効果及び第10章に示す経過観察を通じて把握する現状・課題の変化等の状況に対応するために、定期的に本計画の見直しを行い、必要に応じて改定を行うこととする。	包括的保存管理計画は2016年(平成28年)1月に改定され、既に実施されている本計画は、2020年(令和2年)●月から実施している。 第9章に示す保存管理・保全のための事業の進捗・効果及び第10章に示す経過観察を通じて把握する現状・課題の変化等の状況に対応するために、概ね5年ごと(長期区分の2年目)に本計画の見直しを行い、改定を行う。	改定計画の実施時期の修正及び計画の改定周期を明記																																																						

< 第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産 >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由
<p>1. 顕著な普遍的価値の言明</p> <p>【参照 P.10】</p>	<p>(前略) 第37回世界遺産委員会決議においては、顕著な普遍的価値を評価基準(iii)と(vi)の下に『信仰の対象』と『芸術の源泉』の2つの側面から捉えている。このことを図3及び図4に模式的に示す。</p>  <p>図3 富士山の顕著な普遍的価値の模式図</p>  <p>図4 評価基準相互の構造的な関係</p>	<p>(前略) 第37回世界遺産委員会決議においては、顕著な普遍的価値を評価基準(iii)と(vi)の下に『信仰の対象』と『芸術の源泉』の2つの側面から捉えている。このことを図3に模式的に示す。</p> <p>また、2014(平成26)年12月に、富士山世界文化遺産協議会が採択した<u>ビジョン・各種戦略</u>と本計画との関係性を図4に示す。</p>  <p>図3 顕著な普遍的価値と評価基準相互の構造的な関係</p>	<p>計画では、『ビジョン・各種戦略』の内容が見えにくく、両者の関係性が分かりづらいため、『ビジョン・各種戦略』の概要を示すとともに、計画との関係性を示した図表を追加</p>

【参照 P. 12】

2. 構成資産

(1) 構成資産の一覧

(欄外注釈)

山梨県・静岡県；山梨県と静岡県との県境については、山中湖南部の山地の一部及び富士山東面の標高約 1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

(例) 図8 構成資産、緩衝地帯及び保全管理区域の範囲図

【参照 P. 16】

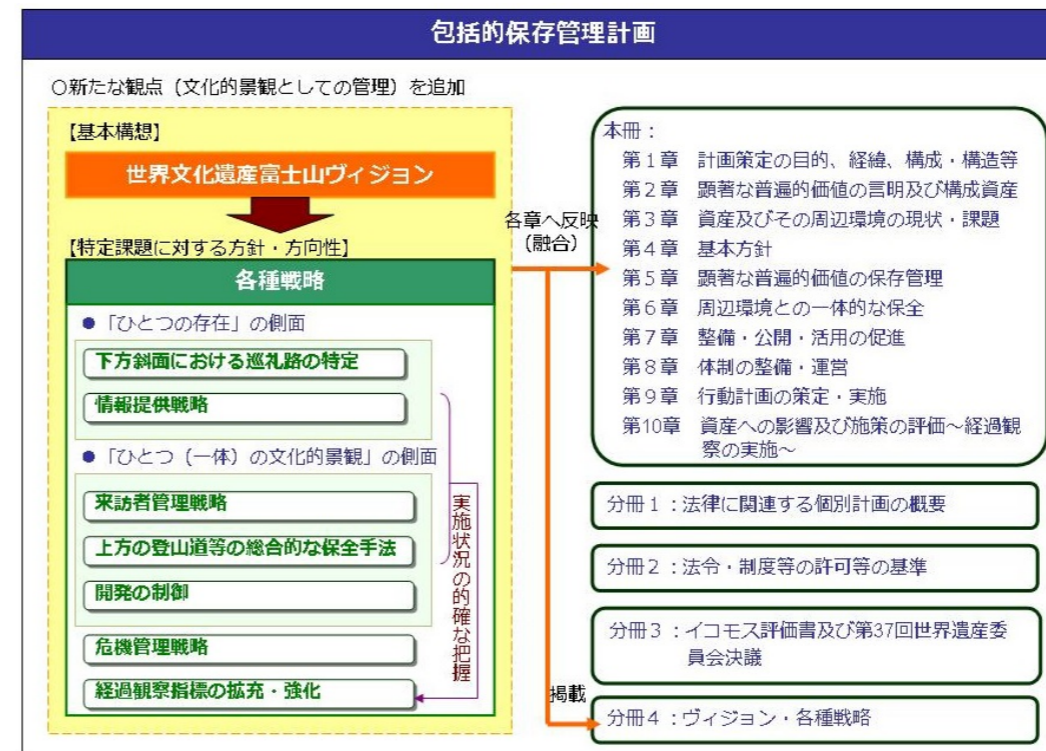


図4 本計画とヴィジョン・各種戦略の関係

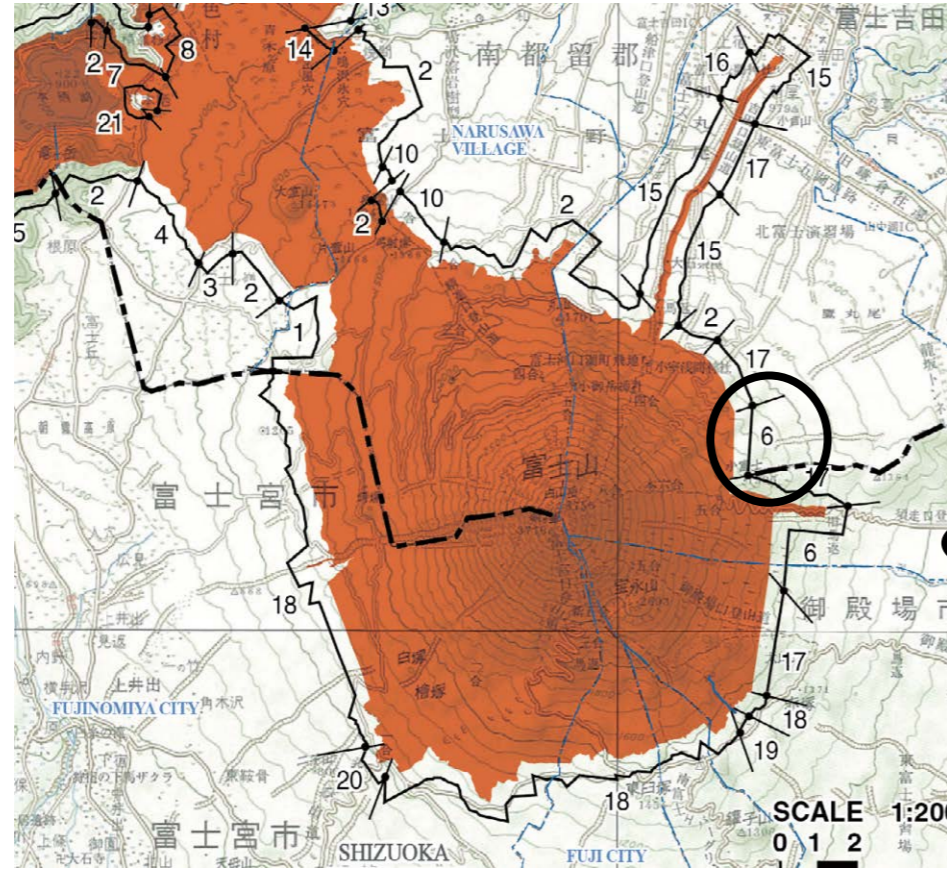
(欄外注釈)

山梨県・静岡県；山梨県と静岡県との県境については、富士山東面の標高約 1,800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

山中湖村及び小山町の境界面定に伴う修正
※本冊・別冊に掲載した図表へ反映

3. 構成資産の
範囲の設定

【参照 P. 29】



範囲設定に使用した境界	
1	国立公園第3種特別地域と普通地域の境界 ※国立公園：富士箱根伊豆国立公園
2	県有林林班の境界
3	道路（県道富士宮鳴沢線）界（道路敷除く。）
4	道路（林道逢坂線）界（道路敷除く。）
5	山梨県・静岡県境界
6	県有林小林班の境界
7	山稜線
8	県有林小林班の境界
12	図 15 参照
13	道路（県道青...
14	道路（国道 138...
15	文化財指定範囲界
16	国有林野の境界
17	演習場の境界
18	国有林野林班の...
19	文化財指定範囲

6 国立公園区域の境界

6 県有林小林班の境界

国立公園区域の変更に
伴い構成資産の範囲設
定に使用した境界名称
を改訂

< 第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題 >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由
1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題 (4) 来訪者及び観光 【参照 P. 76】	ア. 登山者・来訪者 (前略) このように登山者・来訪者のための施設及び体制の整備を進めてきたが、来訪者管理の基本的な考え方・方向性が関係者の間で共通理解となっていなかったため、富士山における来訪者管理の仕組みを決定し、上方（五合目以上）の登山道の収容力を中心とした調査研究に基づく管理手法の検討を進めている。	ア. 登山者・来訪者 (前略) このように登山者・来訪者のための施設及び体制の整備を進めるとともに、山梨県・静岡県は、2015（平成27）～2017（平成29）年までの3年間に実施した、上方（五合目以上）の登山道の収容力を中心とした調査研究結果に基づき、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向け、指標及び水準を設定するとともに、水準の達成を目的とした対策及びモニタリング方法等を定めた「来訪者管理計画」を策定した。今後、必要な施策を推進するとともに、継続的にモニタリングを実施し、適切な来訪者管理を行う。	来訪者管理計画の策定及び同計画に基づく対策の実施を明記
【参照 P. 76】	イ. 自動車 (前略) 交通渋滞及び排気ガスが環境に与える影響が課題となっていた。その対策として、山梨県及び静岡県の関係機関が、7月から9月の登山期間中、自家用車の通行を規制した結果、富士スバルラインで約38万台（往復：2014年（平成26年）の年間通行台数）、富士山スカイラインで約8万7千台（片道：2010年（平成22年）～2014年（平成26年）までの年間平均通行台数）まで減少し、効果が見られている。（後略）	イ. 自動車 (前略) 交通渋滞及び排気ガスが環境に与える影響が課題となっていた。その対策として、山梨県及び静岡県の関係機関が、7月から9月の登山期間中、自家用車の通行を規制した結果、富士スバルラインで約38万台（往復：2014年（平成26年）の年間通行台数）、富士山スカイラインで約8万7千台（片道：2010年（平成22年）～2014年（平成26年）までの年間平均通行台数）まで減少し、渋滞の解消をはじめ効果が見られたところである。しかし、富士スバルラインにおいては、外国人などの観光客の増加のため、2018年（平成30年）には約46万台に増加しており、新たな交通システムの検討など更なる対策が必要となっている。（後略）	自動車通行台数・登山者数・来訪者数・マイカー規制期間を最新の実績に修正
【参照 P. 77】	カ. 富士山保全協力金（利用者負担制度）の整備 (前略) 五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。	カ. 富士山保全協力金（利用者負担制度）の整備 (前略) 五合目から山頂を目指す登山者に協力を求める「富士山保全協力金」として本格導入し、富士山の神聖性の維持を推進している。 2018年（平成30年）に、制度導入から5年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の使途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き、利用者が公平に負担する仕組みなど、富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めていく。	利用者負担制度（保全協力金）の見直し検討の状況を追加
【参照 P. 78～79】	<ul style="list-style-type: none"> 表6 富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口八合目登山者数） 表7 富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口五合目来訪者数） 表8 主な構成資産の来訪者数の推移（年間） 表9 富士山のマイカー規制期間の推移 	<ul style="list-style-type: none"> 表6 富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口八合目登山者数） 表7 富士山への来訪者数の推移（7・8月における各登山口五合目来訪者数） 表8 主な構成資産の来訪者数の推移（年間） 表9 富士山のマイカー規制期間の推移 	データの更新 ※本冊のとおり

< 第4章 基本方針 > 及び < 第5章 顕著な普遍的価値の保存管理 >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由
【参照 P.91～106】	<p>1. 顕著な普遍的価値の保存管理 2. 周辺環境との一体的な保全 3. 整備・公開・活用の促進 4. 体制の整備・運営</p> <p>5. 行動計画の策定・実施 6. 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～</p> <p>以上、6項目から成る保存管理の方法・体系（システム）の基本方針、方向性及び方法に変更なし</p>		—

< 第6章 周辺環境との一体的な保全 >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由
<p>1. 方向性 (2)緩衝地帯</p> <p>【参照 P.107】</p>	<p>(前略) 景観法に基づく景観計画及び景観条例が策定されていない地域については、早期に各市町村が景観計画及び景観条例を策定し、良好な景観形成のための基準を設定する。(後略)</p>	<p>削除</p>	<p>富士吉田市及び小山町景観計画・景観条例、裾野市屋外広告物条例の施行を反映</p> <p>※法令等の適用状況等の表に追加、法制規制図に反映</p>
<p>(3)保全管理区域</p> <p>【参照 P.107】</p>	<p>(前略) 保全管理区域には、<u>山梨県景観条例</u> 及び忍野村景観条例等の法令等を適用して適切な保全を行う区域があるほか、国、山梨県、関係市町村をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人などの長年の実績を持つ地元住民団体によって適切に管理されている演習場等の区域がある。</p>	<p>(前略) 保全管理区域には、<u>富士吉田市景観条例</u> 及び忍野村景観条例等の法令等を適用して適切な保全を行う区域があるほか、国、山梨県、関係市町村をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人などの長年の実績を持つ地元住民団体によって適切に管理されている演習場等の区域がある。</p>	<p>富士吉田市景観条例の施行に伴う変更</p>

< 第7章 整備・公開・活用の促進 >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由
<p>2. 方法</p> <p>(2) 世界遺産センターの整備・活動</p> <p>【参照 P. 190】</p>	<p>ア. 山梨県・静岡県のご共通の趣旨・基本方針</p> <p>2) 各県の施設の特徴 イ) 静岡県</p> <p>(前略) 静岡県では、<u>日本史、考古学、美術史等の分野で研究員の採用を進めており、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担うことが期待される。</u></p> <p>(中略) 坂茂氏の設計による建物の延床面積は、<u>約3,600㎡であり、957㎡程度の常設展示室、富士山に係る絵画や学術調査の成果を展示する企画展示室、大型スクリーンを配置した映像シアター、富士山ライブラリー、研究室等を配置する予定である。</u></p>	<p>ア. 山梨県・静岡県のご共通の趣旨・基本方針</p> <p>2) 各県の施設の特徴 イ) 静岡県</p> <p>(前略) 静岡県では、<u>日本史、美術史、文学、火山学、世界遺産学の分野で研究員を採用し、研究員は、幅広い分野における調査研究を行うとともに、その研究成果を展示や講座などに活用していくなど、センターにおいて中核的な役割を担っている。</u></p> <p>(中略) 坂茂氏の設計による建物の延床面積は、<u>約3,400㎡であり、登拝する山(擬似登山体験)、聖なる山、美しき山などの様々な展示を通じて神聖で美しい富士山と人間が織り成す富士山の顕著な普遍的価値を体験・体感できるように来館者に伝えている。また、富士山に係る絵画や学術調査の成果を展示する企画展示室、大型スクリーンにより美しく雄大な富士山の自然や文化等を紹介する映像シアター、富士山ライブラリー、研究室等を配置している。</u></p>	<p>静岡県富士山世界遺産センターの開館に伴う変更</p>
<p>【参照 P. 191】</p>	<p>イ. <u>今後予定している事業連携の具体例</u></p> <p>3) 調査研究 ア) 情報の共有及び共同研究の実施</p> <p>(前略) <u>将来的には、山梨県・静岡県をまたぐ巡礼路や御中道などについて、山梨県・静岡県が共同で調査研究を行うことを視野に入れ、当面は、山梨県・静岡県が中心となって、定期的な情報共有の場を設定する。</u></p>	<p>イ. <u>現在進めている事業連携の具体例</u></p> <p>3) 調査研究 ア) 情報の共有及び共同研究の実施</p> <p>(前略) <u>現在、山梨県・静岡県のセンターが中心となり、山梨県・静岡県をまたぐ巡礼路や御中道などについて、共同で調査研究を行っており、調査研究成果を関係機関と情報共有を図っている。</u></p>	<p>組織的な研究体制が整備されたことに伴う変更</p>
	<p>ウ. <u>専門家集団からの助言体制</u></p>	<p>削除</p>	<p>両県世界遺産センターの開館に伴う変更</p>
	<p>エ. <u>今後の事業スケジュール等</u></p>	<p>削除</p>	
<p>(3) 適切な公開・活用施設の機能強化</p> <p>【参照 P. 191】</p>	<p>(前略) <u>今後は、顕著な普遍的価値の伝達及び保全の取り組みに関する適切な情報提供の観点から、解説内容・施設・体制について一層の充実を図るとともに、富士山の自然、歴史、文化、巡礼路の特定等を含めた総合的な調査研究の推進及び研究成果等を情報発信する拠点として世界遺産センターを設置する。</u></p> <p>また、静岡市は、三保松原の顕著な普遍的価値を来訪者に伝えるとともに、三保松原の保全や情報発信に携わる地域住民やボランティア団体等の活動を支える拠点機能として、<u>2018年度(平成30年度)に「(仮称)三保松原ビジターセンター」を建設することとしている。(後略)</u></p>	<p>(前略) <u>今後、両県のセンターが、顕著な普遍的価値の伝達及び保全の取り組みに関する適切な情報提供の観点から、解説内容・施設・体制について一層の充実を図るとともに、富士山の自然、歴史、文化、巡礼路の特定等を含めた総合的な調査研究の推進及び研究成果等を情報発信する拠点としての役割を強化していく。</u></p> <p><u>なお、展示・解説については、富士山の顕著な普遍的価値を、より多くの方に理解していただくため、入館者の関心や疑問点に十分応えられるような解説や、増加している外国人入館者の目線も意識した分かりやすい言葉や表現方法とするよう配慮していく。</u></p> <p>また、静岡市は、三保松原の顕著な普遍的価値を来訪者に伝えるとともに、三保松原の保全や情報発信に携わる地域住民やボランティア団体等の活動を支える拠点機能として、<u>2019年(平成31年)3月に静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を建設し、開館した。(後略)</u></p>	<p>両県世界遺産センター、静岡市三保松原文化創造センター開館に伴う変更</p>

< 第8章 体制の整備・運営 >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由
<p>2. 方法 (1) 包括的保存管理体制における各組織の機能</p> <p>【参照 P.198～ P.199】</p>	<p>ウ. 富士山世界文化遺産学術委員会</p> <p>1) 目的・機能 協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。</p>	<p>ウ. 富士山世界文化遺産学術委員会</p> <p>1) 目的・機能 協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。 <u>また、特定課題に対する詳細な検討を行うため、小委員会を設置することができる。(後略)</u></p> <p>エ. <u>富士山利用者負担専門委員会</u></p> <p>1) 目的・機能 <u>作業部会に対し、学術的・専門的な観点から、利用者負担制度について助言を行う。</u> <u>また、特定課題に対する詳細な検討を行うため、ワーキングを設置することができる。</u></p> <p>2) 構成 <u>利用者負担制度のあり方に関し、専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。</u></p> <p>3) 開催の時期 <u>山梨県・静岡県は、必要に応じて利用者負担専門委員会を開催する。</u></p>	<p>学術委員会の中に小委員会（遺産影響評価の実施手法の検討等）を設置すること、及び作業部会に助言を行う利用者負担専門委員会等（保全協力金の検討）を設置することを反映</p> <p>※本冊 図 105「富士山」に係る保存管理の組織体制図へ反映</p>

< 第9章 行動計画の策定・実施 >

修正箇所	改定前	改定理由等	事業概要	
(1) 資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止	ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応			
	ア) 市町村の <u>景観行政団体への移行・景観計画策定</u>	ア) 市町村 <u>景観計画の支援</u>	P. 205 【変更】 富士吉田市、小山町の景観条例の施行と取組を反映	すべての関係市町村が、平成28年までに景観計画を策定した。山梨県・静岡県は、景観講習会の開催及びアドバイザーの派遣を実施するとともに、景観改善の取り組みや先行事例の紹介などを行うことにより、景観行政団体である市町村の景観計画の見直しを支援している。
	イ) 景観保全に関する <u>条例の制定</u>	イ) 景観保全に関する <u>条例の施行</u>	P. 206 【変更】 景観配慮条例の施行と取組を反映	山梨県は、平成28年6月から、構成資産内又は緩衝地帯内において、一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築等の事業を行おうとする事業者に対し、景観配慮の手続を求める条例を施行した。景観への影響の予測・評価に当たっては、世界遺産・景観分野等の専門知識を有する学識経験者から意見を聴取する。
	ウ) 大規模太陽光発電設備等への <u>対応</u>	ウ) 大規模太陽光発電設備等への <u>対応</u>	P. 207 【変更】 太陽光発電施設導入ガイドラインの策定と取組を反映	富士宮市は、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備事業との調和に関する条例」を施行した。山梨県は、「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定し、構成資産及び緩衝地帯内を「立地を避けるべきエリア」として指定し、事業者による自主的な取り組みを促している。
	エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における <u>修景整備</u>	エ) 富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における <u>修景整備</u>	P. 208 【変更】 屋外広告物の規制区域拡大と関係市の条例制定を反映	山梨県は、平成30年までに「景観保全型広告規制地区」を9地区指定するとともに、「屋外広告物ガイドライン」を策定し、富士山北麓地域の景観改善を促進している。静岡県は、富士山周辺地域の良好な広域景観形成を図るため富士山周辺景観形成保全行動計画を策定し、平成30年には取組効果の評価及び工程表の見直しを行った。また、静岡県の各市では、独自の屋外広告物条例を制定して、地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導を図っている。
	イ. 自然環境の変化への対応			
	ウ. 自然災害への対応			
	イ) 噴火対策			
	①富士山火山防災対策に係る体制整備・計画策定	①富士山火山防災対策に係る体制整備・計画策定	P. 220 【変更】 避難ルートマップ策定、ハザードマップ改定等を反映	富士山火山防災対策協議会は、平成30年以降、作業部会の中に検討委員会を設置し、想定火口範囲や溶岩流の噴出量の見直しなど、これまでに明らかになった科学的知見を踏まえ、令和2年度中のハザードマップの改定に向けた作業を進めている。
	②富士山火山噴火緊急減災対策の <u>促進</u>	②富士山火山噴火緊急減災対策の <u>実施</u>	P. 222 【変更】 噴火に起因する土砂災害対策事業の実施を反映	国、山梨県及び静岡県は、噴火に伴う土砂移動現象による被害をできる限りだけ軽減するため、平成30年3月に「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を改定した。平成30年度から、平常時に実施する「基本対策」と、噴火時に迅速な対策を実施するための「緊急対策」の2つを組み合わせ実施している。
エ. 来訪者及び観光による影響への対応				
ア) 富士山における来訪者管理				
① <u>上方の登山道の収容力を中心とした調査研究</u>	①「 <u>望ましい富士登山の在り方</u> 」の実現に向けて	P. 231 【変更】 来訪者管理に係る指標・水準設定とその取組を反映	富士山世界文化遺産協議会は、「望ましい富士登山の在り方」についての3つの視点から、合計11項目の指標及びその目標水準を設定した。今後は、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の視点から定めた施策の実施及び指標の評価・見直しを行い、来訪者管理の前進・改善を図る。	

修正箇所	改定前	改定理由等	事業概要
	—	②著しい混雑の解消（平準化） P. 232 【新規】 調査研究成果から判明した課題への対応を反映	来訪者管理戦略の目標として定めた「望ましい富士登山の在り方」の実現を目指し、特定の日・時間帯・箇所で発生する著しい混雑を緩和するために、登山者数の平準化に向けた取組を進めていく。
	②適正な富士山のあり方に関する検討・情報提供等	③富士山における適正な利用の推進 P. 233 【変更】 環境省・地元自治体による取組共有と明確化を反映	富士山における適正利用推進協議会は、平成31年3月に、「富士山における適正利用推進プログラム」を策定した。今後、同プログラムに基づき、来訪者管理戦略等との整合を図りながら、富士山における安全かつ快適な利用の推進及び自然環境等の普及啓発に関する取組を進める。
	—	④富士山五合目アクセス交通のあり方検討 P. 234 【新規】 新たな交通システムの検討を反映	山梨県は、吉田口五合目に至る交通システムのあり方を検討している。検討に当たっては、富士山の環境や景観の保全、来訪者管理、防災対策の強化等に資することを前提に、自動車交通から鉄軌道などの新しい交通システムへの転換の可能性を検証し、その成果を基本構想として取りまとめる。
イ) 登山者・来訪者に対する安全対策			
	—	②落石対策 P. 235 【新規】 落石対策事業の拡充を反映	山梨県は、令和元年8月及び9月に吉田口登山道付近で発生した落石事故を踏まえて、現地調査及び専門機関による落石発生メカニズム究明に基づいた対応策を検討している。静岡県は、落石を発生させないための注意喚起や落石が発生した場合の対処法に関する動画やパンフレットを作成し、啓発を強化していく。
	③安全登山に関する現地における情報提供	④安全登山に関する現地における情報提供 P. 238 【変更】 冬山登山による遭難未然防止に係る取組を反映	山梨県は平成29年10月に、登山者の意識の高揚を図り、登山の安全を確保するため、「山梨県登山の安全の確保に関する条例」を施行した。これにより、令和元年の厳冬期（12～3月）から登山計画書（届）の提出を義務づけたため、県警や関係団体等と連携し「安全登山推進重点区域」を登山する者に対し、必要な指導等を実施する。
	—	⑤ヘルメットなどの持参推奨 P. 239 【新規】 環境省・地元自治体による取組を反映	富士山における適正利用推進協議会は、富士山の突発的な噴火や落石などに備えるため、ヘルメットや防塵マスク、ゴーグルの持参を推奨している。山梨県及び富士吉田市は、五合目総合管理センターや六合目安全指導センターにおいて、登山者に対し、登山ルールやヘルメット着用のレクチャーを実施している。静岡県では噴火に備え、山小屋等に貸出用のヘルメットや防塵マスク、ゴーグルを配備している。
ウ) 混雑緩和のための対策			
	③ぐるり・富士山風景街道	③ぐるり・富士山風景街道 P. 243 【変更】 国土交通省・地元自治体による取組の進捗状況を反映	国土交通省、山梨県・静岡県、市町村等は、平成31年3月に「富士山」のすそ野をぐるり一周巡るサイクリングコースを掲載したマップを作成し、ホームページに公開した。国やNPO等の取り組みとも連携しながら、情報発信していく。
	④巡礼路を活用した周遊の推進	④巡礼路を活用した周遊の推進 P. 244 【変更】 来訪者、旅行会社に対する周遊促進の進捗状況を反映	山梨県・静岡県、市町村、民間団体等は、複数のモデルコースの設定や構成資産を巡るツアー造成など、国内外からの来訪者の目的に応じた周遊観光の充実を支援する。また、インターネットを通じた情報発信や海外旅行ガイドへの掲載を働きかけるなど、幅広い理解の促進とともに、旅行会社によるツアー造成の定着を図る。
ク) 富士山保全協力金（利用者負担制度）の導入			
	①富士山保全協力金の導入・実施	①富士山保全協力金の実施 P. 251 【変更】 利用者負担のあり方検討の取組を反映	山梨県・静岡県は、2018年（平成30年）に、制度導入から5年が経過したため、これまでの状況を検証し、協力金の使途の拡充を行うとともに、対象者を登山者から「五合目より先に立ち入る来訪者」に拡大した。引き続き利用者が公平に負担する仕組みなど、富士山の利用者負担制度のあり方について、有識者で構成された富士山利用者負担専門委員会等で検討を進めていく

修正箇所	改定前	改定理由等	事業概要	
(2) 構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備	各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備			
	イ) 富士山城			
	⑥吉田口五合目の整備	⑤吉田口五合目の整備	P. 258 【変更】 ランドデザインに基づく施設整備と修景への取組を反映	山梨県は、富士スバルライン四合目・五合目のあるべき姿を「富士山四合目・五合目ランドデザイン」として取りまとめた。訪れる人が国籍や宗教観を超えて等しく富士山に向き合い、その神聖さや美しさに感動できるとともに、安心して、何度も訪れたいとなる世界遺産にふさわしい空間の実現を目指す。
	—	⑥北口本宮富士浅間神社の保存修理	P. 259 【新規】 東宮本殿及び西宮本殿の保存修理工事計画を反映	北口本宮富士浅間神社は、平成 29 年 11 月に、「拝殿及び幣殿」「恵毘壽社及び透塀」「神楽殿」「手水舎」「随神門」「福地八幡社」「諏訪神社拝殿」「社務所」の 8 棟が社殿群として重要文化財（建造物）に一括指定された。同神社は、国、県、富士吉田市と連携しながら、定期的に屋根葺替えや漆・彩色塗替え等の保存修理工事を行っており、令和元年から令和 4 年には、東宮本殿及び西宮本殿の保存修理工事を実施する計画である。
	—	ウ) 富士山本宮浅間大社の整備	P. 260 【新規】 境内地の保護と景観保全整備計画等を反映	富士山本宮浅間大社の境内地には、護摩堂跡やかつての参道など、富士山信仰に関わる遺跡や遺構が存在するため、これらの保護と境内地の景観保全を目的として整備を実施する。また、江戸時代には、神社周辺に宿坊や関係者の居住地が広がっていたため、神社周辺の様相や変遷について文献調査等を行い、復元図の作成等の活用方法を検討する。
	ク) 白糸ノ滝	ク) 白糸ノ滝	P. 266 【変更】 売店の集約化、眺望場等の整備計画を反映	富士宮市が中心となり、富士山信仰に関連する巡礼・修行の場としての歴史が感じられる包括的な修景整備を行っている。また、歩経路を整備するとともに、富士山及び滝の眺望視界が確保できる展望場の整備や眺望視界を阻害する一部の電柱・電線の撤去を実施した。今後は、既存売店の集約化及び既存売店跡地における眺望場等整備を実施する。
	ケ) 三保松原			
②松林の保全	②松林の保全	P. 269 【変更】 静岡県、静岡市、住民等による総合的な保全対策推進を反映	静岡市は、「三保松原管理基本計画」を策定し、地域住民等と協力し松林保全対策を実施している。静岡県は、静岡市が実施する松林保全対策に対し技術的支援を行うとともに、静岡市と「三保松原保全実行委員会」を設置し、進捗管理等を行い適切な保存管理に努めている。今後も一般財団法人三保松原保全研究所（令和元年 6 月設立）と静岡県、静岡市、地域住民等が連携し、総合的な松林保全の対策を推進する。	
④来訪者・情報提供対策	④来訪者・情報提供対策	P. 272 【変更】 「みほしるべ」の開館、展示施設の整備とソフト事業の充実した取組を反映	静岡市は、平成 30 年度に、三保松原の魅力と価値を伝え、多くの人が集い交流し、未来へ受け継ぐ本格的な拠点として静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」を開設した。また、松原総合情報サイトや音声ガイドシステムの構築、保全活動ツアーの造成支援のほか、ボランティアガイドの養成支援を行うなどソフト面の充実も図っていく。	
(3) 資産の公開・活用	資産の公開・活用			
	ア) 富士山総合学術調査の実施	ア) 富士山総合学術調査の実施	P. 275 【変更】 両県の調査研究活動と成果を活用した啓発活動を反映	山梨県は、調査研究の成果を活用した啓発活動として、企画展や地域住民を対象とする公開発表会を開催するとともに、学術調査研究委員会や世界遺産センターの調査研究成果をまとめた研究紀要『世界遺産 富士山』を刊行している。静岡県は、平成 27 年度から須走口登山道の調査を開始し、調査結果については平成 30 年度に調査報告書として取りまとめ、富士山世界遺産センターにおいて企画展を開催した。平成 29 年度からは大宮・村山口の調査を開始している。

修正箇所	改定前	改定理由等		事業概要
	イ) 世界遺産センターの整備	イ) 世界遺産センターによる普及	P. 277 【変更】 両県の世界遺産センター開館と周辺施設との連携を反映	山梨県・静岡県は、世界遺産センターを整備し、富士山に係る包括的な保存管理や富士山の普遍的な価値の普及、周辺観光など来訪者の多様なニーズに対応する拠点としての取り組みを進めている。
	—	ウ) 教育旅行の充実	P. 278 【新規】 世界遺産センターを活用した普及啓発の取組を反映	山梨県・静岡県は、未来を担う子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値や保全への理解促進を図るため、修学旅行や校外学習等で富士山世界遺産センターを訪れる小中高校生を対象に、座学やガイド付き館内めぐりを実施している。また、山梨県は、富士山科学研究所と協力する等様々なプログラムを開発・提供している。
	ウ) 富士吉田市歴史民俗博物館の再整備	エ) 富士吉田市歴史民俗博物館の改修	P. 278 【変更】 展示施設の多言語化の取組を反映	これまでも随時、展示内容を改修してきたが、令和2年3月に、映像展示・展示ガイドに多言語化対応音声ガイドシステムを導入し、英語に加え、中国語、タイ語にも対応する改修を行う。
	カ) 地域住民等との連携・普及活動			
	②県内大学の協力を得た公開講座の実施	②県内大学の連携による単位互換授業の開催	P. 281 【変更】 地域学の普及と学生の交流を目的とした大学の取組を反映	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムは、地域学の普及と学生の交流を図るため、富士山をテーマとして複数の大学の学生が合同で受講する単位互換授業を、平成26年度から実施している。引き続き、大学関係者と連携・協議して講座を開催する。
	—	⑤富士山教育による保全意識の高揚	P. 283 【新規】 地域の歴史と郷土愛を育む富士山教育の取組を反映	山梨県・静岡県、市町村は、富士山や構成資産に関わる自然や環境保全など、学校独自のカリキュラムを設けたり、教材を使用した富士山教育に取り組んでいる。自分たちの住む地域に誇りを持ち、富士山や構成資産を保全する意識の高揚など、次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでいる。
	コ) 見学モデルの設定・周知	コ) モデルコースの周知・ツアー造成	P. 287 【変更】 来訪者、旅行会社に対する周遊促進の進捗状況を反映	『(1)資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止 エ. 来訪者及び観光による影響への対応 ウ) 混雑緩和のための対策 ④巡礼路を活用した周遊の推進』(P. 244)と同じ。

< 第10章 資産への影響及び施策の評価～経過観察の実施～ >

修正箇所	改定前	改定後	改正理由																																																												
2. 方法 (1)「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標 【参照 P.297～298】	表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産及び周辺環境に対する負の影響</th> <th>観察指標</th> <th>指標の測定内容・手法</th> <th>周期</th> <th>観察記録主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発・都市基盤施設の整備による影響</td> <td colspan="4">前略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然環境の変化</td> <td>2. 酸性雨</td> <td>b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、窒素酸化物)</td> <td>大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄、<u>二酸化窒素</u>含有量を測定する。</td> <td>毎年</td> <td>山梨県 静岡県</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然災害</td> <td>5. 噴火</td> <td>g) 火山活動の観測</td> <td>地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。</td> <td>随時</td> <td>気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関</td> </tr> <tr> <td colspan="4">後略</td> </tr> </tbody> </table>	資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体	開発・都市基盤施設の整備による影響	前略				自然環境の変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、窒素酸化物)	大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u> 含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県	中略				自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関	後略				表 22 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産及び周辺環境に対する負の影響</th> <th>観察指標</th> <th>指標の測定内容・手法</th> <th>周期</th> <th>観察記録主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発・都市基盤施設の整備による影響</td> <td colspan="4">前略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然環境の変化</td> <td>2. 酸性雨</td> <td>b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、<u>二酸化窒素</u>)</td> <td>大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄、<u>二酸化窒素</u>含有量を測定する。</td> <td>毎年</td> <td>山梨県 静岡県</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自然災害</td> <td>5. 噴火</td> <td>g) 火山活動の観測</td> <td>地震計、傾斜計、<u>GNSS</u>等による火山活動の観測を行う。</td> <td>随時</td> <td>気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関</td> </tr> <tr> <td colspan="4">後略</td> </tr> </tbody> </table>	資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体	開発・都市基盤施設の整備による影響	前略				自然環境の変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u>)	大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u> 含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県	中略				自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、 <u>GNSS</u> 等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関	後略				実務との整合を図るための修正
資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体																																																											
開発・都市基盤施設の整備による影響	前略																																																														
自然環境の変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、窒素酸化物)	大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u> 含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県																																																										
	中略																																																														
自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関																																																										
	後略																																																														
資産及び周辺環境に対する負の影響	観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体																																																											
開発・都市基盤施設の整備による影響	前略																																																														
自然環境の変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u>)	大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄、 <u>二酸化窒素</u> 含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県																																																										
	中略																																																														
自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、 <u>GNSS</u> 等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関																																																										
	後略																																																														

分冊番号	改定項目	改定理由
1	第1 文化財保護法に基づく関係計画概要 ・重要文化財（建造物）旧外川家住宅保存活用計画 第3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要 ・山梨東部森林計画区地域管理経営計画 ・富士森林計画区地域管理経営計画	新規策定 経営計画策定に伴う変更 経営計画策定に伴う変更
2	第1 緩衝地帯における基準等 ・景観法（富士吉田市景観計画）に定める景観形成基準 ・景観法（山中湖村景観計画）に定める景観形成基準 ・景観法（富士宮市景観計画）に定める景観形成基準 ・景観法（小山町景観計画）に定める景観形成基準 ・屋外広告物法（山梨県屋外広告物条例）に定める許可基準 ・屋外広告物法（裾野市屋外広告物条例）に定める許可基準 ・忍野村風致地区条例（都市計画法に基づく）に定める許可基準 ・山梨県風致地区条例（都市計画法に基づく）に定める許可基準 ・都市計画法（富士宮市）に定める高度地区 ・自主条例（山梨県景観条例）に定める基準 第2 保全管理区域における基準等 ・景観法（富士吉田市景観計画）に定める景観形成基準 ・自主条例（山梨県景観条例）に定める基準 ・景観法（小山町景観計画）に定める景観形成基準	景観計画・景観条例施行に伴う追加 太陽光発電施設に関する景観形成基準の項目追加 色彩等基準の変更、重点地区（浅間大社周辺地区）の追加に伴う変更 景観計画・景観条例施行に伴う追加 景観保全型広告規制地区の追加に伴う変更 屋外広告物条例施行に伴う追加 追加 削除 追加 削除 追加 削除 追加
3	第3 第40回世界遺産委員会決議 第4 第43回世界遺産委員会決議	追加 追加